

## Net119 緊急通報システム運用要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、Net119 緊急通報システム（以下「Net119」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、Net119 とは、聴覚、音声又は言語機能の障がい等により、音声通報が困難である者が、自らが保有するインターネット端末（Web（インターネット）機能を利用することが出来る携帯電話又はスマートフォン等をいう。）を利用し、消防機関に緊急通報を行うシステムをいう。

### (対象者)

第 3 条 Net119 を利用することが出来る者は、松江市消防本部が管轄する区域に在住、在勤又は在学し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障がい者手帳を有する者で、聴覚、音声機能、言語機能、そしゃく機能等の障がいその他の理由により、音声による通報が困難である者。
- (2) 前号に掲げる者のほか、松江市消防長（以下「消防長」という。）が特に必要があると認める者。

### (登録の申請)

第 4 条 登録には、Web での申請又は紙面での申請を行う。紙面での申請は、Net119 緊急通報システム申請書兼同意書(別記様式。以下「申請書」という。)を松江市福祉部障がい者福祉課(以下「障がい者福祉課」という。)に提出しなければならない。

### (登録審査及び通知)

第 5 条 申請があったときは、速やかに次の各号について行うこととする。

- (1) 消防長は、前条に規定する申請があったとき、その内容について審査し、適当と認めるときは、当該申請者情報を登録するものとする。
- (2) 消防長は、登録した旨を申請者のメールアドレスに送信し、登録者に通知しなければならない。

### (変更等の届出)

第 6 条 前条の規定による登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書に必要事項を記載し、障がい者福祉課に提出しなければならない。

- (1) W e b上又は申請書に記載した事項に変更が生じたとき。
- (2) 利用するインターネット端末を交換したとき。
- (3) 登録を廃止するとき。

(登録の取り消し)

第 7 条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第 3 号の規定による届出があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、登録者となったとき。
- (3) 転居、死亡その他の事由により、第 3 条の対象者でなくなったとき。
- (4) N e t 1 1 9 の運用上、重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。

(通信費用の負担)

第 8 条 N e t 1 1 9 利用のための通信費用は、登録者の負担とする。

(N e t 1 1 9 緊急通報システム利用規約)

第 9 条 N e t 1 1 9 の利用条件、利用者登録、及び免責・遵守事項等について規定する N e t 1 1 9 緊急通報システム利用規約は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。